

いわて第2クリーンセンター

・産業廃棄物の種類及び数量〔施行規則 第十二条の七の二 イ〕

2024年度

種類	(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
産業廃棄物	燃え殻	(t/月)	3.9	4.8		12.7	7.8	10.7	13.1	6.1				59.2	
	汚泥	(t/月)	252.6	86.2	287.1	252.6	238.8	156.1	255.9	224.4				1753.7	
	廃油	(t/月)	82.7	35.9	112.6	73.9	80.5	84.7	93.6	54.5				618.3	
	廃酸	(t/月)	5.5	2.3	17.0	19.8	11.0	12.5	4.2	13.1				85.3	
	廃アルカリ	(t/月)	84.3	69.4	97.4	87.1	67.3	83.9	59.7	59.5				608.5	
	廃プラスチック類	(t/月)	668.3	582.7	693.6	758.0	663.1	763.3	973.0	1043.9				6145.8	
	紙くず	(t/月)	23.6	19.0	20.8	34.7	22.3	31.3	36.2	19.2				207.1	
	木くず	(t/月)	92.7	105.7	166.3	132.7	202.8	156.0	101.5	146.2				1103.8	
	繊維くず	(t/月)	49.4	5.5	34.6	51.6	37.1	26.8	40.5	25.3				270.8	
	動植物性残さ	(t/月)	69.2	60.1	81.9	103.0	100.0	92.9	108.9	99.4				715.5	
	金属くず	(t/月)	0.0	0.0	0.3	0.0	0.5	1.0	1.2	0.8				3.8	
	ゴムくず	(t/月)													0.0
	ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず	(t/月)	4.0	4.8	4.4	5.2	6.4	4.4	5.1	9.1				43.3	
	がれき類	(t/月)				0.0	1.2	1.3	2.1					4.7	
	家畜のふん尿	(t/月)	29.3	0.3	0.5	0.5	10.8	0.5	0.3	0.6				42.9	
	家畜の死体	(t/月)								0.1					0.1
	動物系固形不要物	(t/月)													0.0
特別管理産業廃棄物	引火性廃油	(t/月)	10.4	6.9	10.6	9.7	11.0	12.0	7.4	12.3				80.3	
	引火性廃油(有害)	(t/月)	0.4											0.4	
	強酸	(t/月)			0.9	0.04	0.0	0.1	0.4	0.0				1.5	
	強酸(有害)	(t/月)												0.0	
	強アルカリ	(t/月)	1.4	1.3	5.2	14.0	0.8	2.8	0.8	12.5				38.8	
	強アルカリ(有害)	(t/月)	0.3											0.3	
	感染性廃棄物	(t/月)	80.3	76.8	68.5	76.4	78.9	73.9	71.6	72.2				598.4	
	燃え殻(有害)	(t/月)			0.1	4.4		3.2	0.1	3.9				11.8	
	廃油(有害)	(t/月)			0.0	10.5		11.1	0.2	10.43				32.1	
	汚泥(有害)	(t/月)	1.2	2.6	21.1	28.1	2.3	4.9	169.1	2.3				231.6	
	廃酸(有害)	(t/月)	1.8	0.2		0.0	0.2	0.0	0.2	1.9				4.4	
	廃アルカリ(有害)	(t/月)	4.8		0.4	2.8	0.0	3.6	0.0	3.0				14.6	
	ばいじん(有害)	(t/月)							3.4					3.4	
一般廃棄物	事業系一廃(個人持込)	(t/月)			0.1	0.0			0.0					0.2	
	事業系一廃(紙おむつ)	(t/月)	36.9	34.9	32.1	40.2	35.8	36.2	35.9	37.3				289.2	
	事業系一廃(草・木類)	(t/月)	5.7	1.9	3.4	6.3	3.1	7.2	3.9	11.8				43.3	
	事業系一廃(紙くず)	(t/月)	2.5	0.1	0.9		0.0	0.5	0.8	2.0				6.9	
	事業系一廃(し尿汚泥)	(t/月)												0.0	
	事業系一廃(汚泥)	(t/月)	1.7	1.8	1.5	1.1	12.0	8.2	1.2	0.6				28.1	
	事業系一廃(糞)	(t/月)												0.0	
	事業系一廃(動物のふん尿)	(t/月)	21.0	15.9	15.8	20.7	16.2	19.7	15.5	16.7				141.4	
	事業系一廃(残さ)	(t/月)	206.1		215.3	197.9	239.0	179.9						1038.1	
	家庭系一廃	(t/月)	224.2	10.8	55.4	27.5	16.6	30.6	12.0	54.9				432.0	
	家庭系一廃(ふとん)	(t/月)	2.3	5.9	0.2	4.3	0.5	0.4	0.2	4.9				18.7	
合計	(t/月)	1966.5	1135.9	1947.9	1975.8	1865.9	1819.7	2017.7	1948.9	0.0	0.0	0.0	0.0	14678.2	

※表の数値は端数処理を行っておりますので、合計値に整合がとれない場合があります。

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター

・ばいじんの除去を行った日 [施行規則 第12条の7の2 ハ]

	ばいじんの除去を行った日
2024年4月	1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30
2024年5月	1. 2. 3. 4. 5. 6. 30. 31
2024年6月	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30
2024年7月	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 28. 29. 30. 31
2024年8月	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31
2024年9月	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30
2024年10月	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31
2024年11月	1. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.
2024年12月	
2025年1月	
2025年2月	
2025年3月	

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター（2024年度）

・[施行規則 第12条の7の2 ロ、ニ]

		項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
産業 廃棄物 / 一般 廃棄物	ロ	ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中①	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	燃焼室出口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果(平均値)	基準値:800度以上	928.5	935.8	937.0	938.1	933.0	933.0	934.0	945.2				
	リ	集じん機に流入する燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中②	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果(最大値)	基準値:200度以下	190	190	190	190	190	190	190	190				
	ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中③	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果	平均値	5.3	5.2	6.0	5.8	5.0	5.0	6.0	1.4				
	ハ	ばいじんの除去を行った年月日	除去年月日	運転中は連続	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照
	二	ダイオキシンの濃度を毎年1回以上測定し記録すること	①採取した位置	排ガス採取位置 図中③	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口
			②採取した年月日	排ガス採取年月日	4月26日	-	-	7月22日	-	-	10月16日	-	-	-	-	-	-
③測定の結果の得られた年月日			結果取得年月日	5月23日	-	-	8月20日	-	-	11月8日	-	-	-	-	-	-	
④当該測定の結果			測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	協定値:0.1以下	0.0044	-	-	0.0047	-	-	0.0093	-	-	-	-	-	
ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物)を6ヶ月に1回以上測定し記録すること		硫黄酸化物	①採取した位置	排ガス採取位置 図中③	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日	4月26日	-	6月26日	-	8月8日	-	10月16日	-	-	-	-	-	
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日	5月23日	-	7月18日	-	9月4日	-	11月20日	-	-	-	-	-	
			④当該測定の結果	測定結果 (ppm)	協定値:50以下	2.6	-	8	-	8	-	21	-	-	-	-	
ばいじん		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日	4月26日	-	6月26日	-	8月8日	-	10月16日	-	-	-	-	-	
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日	5月23日	-	7月18日	-	9月4日	-	11月20日	-	-	-	-	-	
			④当該測定の結果	測定結果 (g/m <sup>3</sup> )	協定値:0.02以下	0.006	-	0.001未満	-	0.003	-	0.002	-	-	-	-	
塩化水素		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日	4月26日	-	6月26日	-	8月8日	-	10月16日	-	-	-	-	-	
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日	5月23日	-	7月18日	-	9月4日	-	11月20日	-	-	-	-	-	
			④当該測定の結果	測定結果 (ppm)	協定値:80以下	3.5	-	5	-	6	-	39	-	-	-	-	
窒素酸化物		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日	4月26日	-	6月26日	-	8月8日	-	10月16日	-	-	-	-	-	
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日	5月23日	-	7月18日	-	9月4日	-	11月20日	-	-	-	-	-	
			④当該測定の結果	測定結果 (ppm)	協定値:100以下	37	-	54	-	49	-	44	-	-	-	-	

※協定値:第2クリーンセンター(仮称)の整備及び運営に関する協定書(岩手県、九戸村、及びいわて県北クリーン株式会社と締結した協定)による協定値

廃棄物処理法第十五条の二の三の二の規程による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター

・〔施行規則 第12条の7の2 ロ、ニ 別表〕

